

奈良県告示第五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、倉橋溜池土地改良区の役員が次のとおり退任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十一年五月十五日

奈良県知事 荒井正吾

退任役員の役名、氏名及び住所

監事 杉本 茂範

磯城郡田原本町大字法貴寺一六三一